

壬生町長交際費支出基準及び公開基準

(目的)

第1条 この基準は、町長が町政の円滑な運営のため、町を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する費用（以下「町長交際費」という。）について、その支出項目、支出内容、支出金額その他必要な事項について定めるとともに、積極的な情報公開を進めるため、町長交際費に関する支出基準及び公開基準を定めるものとする。

(町長の責務)

第2条 町長は、町長交際費の支出にあたっては、支出の内容や相手方について、社会通念上必要と認められる範囲で、かつ最小限の金額となるよう努めるものとする。

(支出先)

第3条 町長交際費の支出先は、次のとおりとする。

- (1) 壬生町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 壬生町政の進展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) その他、町長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第4条 町長交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出することができる。

- (1) 会費は、各種懇親会及び祝賀会等に町長が出席する場合（代理出席を含む）に限り、その実費相当額として5,000円を支出する。ただし、宿泊を伴う場合には10,000円とする。なお、祝賀会等で会費の定まっているものについては、会費相当額を支出する
- (2) 祝金は、各種団体等が行う各種総会、大会、式典、イベント等には原則として支出しないものとする。ただし、町長が特に必要と認めたものはこの限りではない。
- (3) 弔慰金は、葬儀等における香典、供花、供物等に係る経費とし、別表に定める基準による額とする。
- (4) 見舞金は、病気、災害、事故等に要する経費で、交際上町長が特に支出する必要があると認める場合に、社会通念上妥当と思われる金額を支出する。
- (5) 賛助・協賛金は、公に認められた団体及びそれに準ずる団体で、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費について、社会通念上妥当と思われる金額を支出する。
- (6) その他の経費として、前各号に規定するもののほか、交際上町長が特に支出する必要があると認める事業については、社会通念上妥当と思われる金額をその都度決定して支出する。

(公開)

第5条 交際費の公開は、毎月行うものとし、毎月分を原則として翌月末までに壬生町公式ウェブサイト上で公表する。

2 公開する支出内容に、個人に関する情報であつて、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあつては、これを除くものとする。

(見直し)

第6条 この基準は、町長交際費の支出内容や支出金額が常に町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和3年9月1日から適用する。

別表

種別	本人	家族	元職
名誉町民	30,000円 生花2基	5,000円 生花1基	
町議会議員	10,000円 生花1基	5,000円 生花1基	5,000円
行政委員	5,000円 生花1基	5,000円	
消防団員(本部)	5,000円 生花1基		
消防団員	生花1基		
その他の公職者	5,000円		
国会議員	10,000円 生花1基	5,000円	5,000円
県知事	10,000円 生花1基	5,000円	5,000円
県議会議員	10,000円 生花1基	5,000円	5,000円
町長	50,000円 生花2基	5,000円 生花1基	5,000円 生花1基
副町長、教育長	20,000円 生花2基	5,000円 生花1基	5,000円 生花1基
自治功勞者	10,000円 生花1基 ※元町職員除く		
町職員	10,000円 生花1基	5,000円 生花1基	生花1基 ※再任用を含む
近隣首長	10,000円 生花協議	5,000円	協議
その他	協議	協議	協議

【注意】

- (1) 区分により定める役職が重複する場合には、どちらか一方の区分により支出することとし、協議により決定する。
- (2) 家族は、配偶者及び両親・子とし、役職者の同居者に限る。
- (3) 行政委員は、教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員、固定資産評価審査員とする。
- (4) 消防団本部は、団長、副団長、分団長とする。
- (5) その他の公職者は、非常勤職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員、保護司等とする。
- (6) 弔電は、町民については弔詞で対応し、その他については、協議とする。